○関東地方整備局告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　小山栃木都市計画道路事業三・三・三号小山栃木都賀線

三　事業施行期間　自平成二十六年八月六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　栃木県栃木市今泉町二丁目字戸ノ内、字神田、字居立、字長瀦、字丸沼及び字権進川戸、大宮町字大日並びに平柳町二丁目字古宿

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年八月六日　九州地方整備局長　金尾　健司

第１　起業者の名称　福岡県

第２　事業の種類　県道筑紫野太宰府線及び県道筑紫野三輪線改築工事（福岡県筑紫野市大字山家地内）

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県筑紫野市大字山家地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県筑紫野市大字吉木地内から同県朝倉郡筑前町三牟田字松元地内までの延長5,410ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道筑紫野太宰府線及び県道筑紫野三輪線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道筑紫野太宰府線及び県道筑紫野三輪線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき福岡県知事が県道に認定した路線であり、同法15条の規定により福岡県が道路管理者となることなどから、起業者である福岡県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

県道筑紫野太宰府線は、福岡県筑紫野市大字山家地内の一般国道200号との接続点を起点とし、同県太宰府市の市街中心部を通過し同市大字坂本地内の県道福岡日田線との接続点を終点とする延長約11.2㎞の幹線道路である。

また、県道筑紫野三輪線は、福岡県筑紫野市大字永岡地内の一般国道３号との接続点を起点とし、一般国道200号の一部区間を重用し、同県朝倉郡筑前町地内の一般国道386号との接続点を終点とする延長約15.2㎞の幹線道路である。

本路線は、沿線地域住民の通勤、通学等の日常生活だけでなく、太宰府市方面と朝倉市方面とを結ぶ機能も担っていることから、農業や商工業、観光業等の経済活動にも利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路法第30条第３項に基づく福岡県道路構造の基準に関する条例（平成24年福岡県条例第64号。以下「条例」という。）に定める道路幅員、最小曲線半径を満たさない区間及び視距が確保されていない箇所が多数存するほか、交通事故も発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。また、歩道の整備や路肩幅員の確保が十分ではないことから、歩行者等の安全性が脅かされている状況にある。

さらに、平成22年９月に起業者が実施した自動車交通量調査によると、筑紫野市大字山家地内の山家変電所踏切付近において混雑度が1.33となっている。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等に関する環境への影響について検討を行った結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が任意で行った調査等によると、本件区間において、動物では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストの絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているセボシタビラ及びニッポンバラタナゴ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているコキクガシラコウモリ、ブッポウソウ、ニホンウナギ、カゼトゲタナゴ、ツチフキ、イシドジョウ、サンインコガタスジシマドジョウ、オヤニラミ、クロシジミ、ツマグロキチョウ及びヨツボシカミキリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミゾゴイ、トモエガモ、サシバ、タマシギ、シロチドリ、タカブシギ、セイタカシギ、コアジサシ、サンショウクイ、スナヤツメ、ゼゼラ、ヤマトシマドジョウ、アリアケギバチ、アカザ、メダカ南日本集団、ギンモンアカヨトウ、ミズスマシ及びトゲアリ等の希少種が生育している可能性がある。また、植物では、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているマメダオシ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているアゼオトギリ、ツキヌキオトギリ、チャンチンモドキ、サワトラノオ、オニコナスビ、ヒナヒゴタイ、ノハラテンツキ及びキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスギラン、シナミズニラ、ヤナギヌカボ、オキナグサ、オニバス、キンチャクアオイ、ウンゼンカンアオイ、チャボツメレンゲ、ミズマツバ、ヒメビシ、ヒメノボタン、ミシマサイコ、イヌセンブリ、フナバラソウ、キセワタ、オオアブノメ、ツルギキョウ、バアソブ、キキョウ、シオン、イズハハコ、ヒメヒゴタイ、ツクシタンポポ、オナモミ、エヒメアヤメ、ツクシクロイヌノヒゲ、ヒメミクリ、ヒメカンガレイ、ナツエビネ、キンラン、クマガイソウ及びフウラン等の希少種が生育している可能性がある。上記の調査結果について、起業者が専門家にヒアリングを行った結果、いずれの種においても、本件事業による改変は一部に限られ、本件事業地周辺に希少な動物・植物の生息・生育環境が広く分布していることなどから、環境に与える影響は小さいとされている。なお、工事中の本件事業地内において、希少な動植物が確認され、さらに工事中及び工事後の影響が懸念される場合には、専門家の指導・助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講じ、モニタリング調査を実施することとしている。

また、本件事業地内及びその周辺には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が13箇所存在するが、このうち６箇所については発掘調査が完了し、既に記録保存等の措置が講じられており、また、残る７箇所については筑紫野市教育委員会との協議により、調査不要とされているが、事業中に文化財が発見されれば、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。